

地方創生関係交付金及び企業版ふるさと納税について

- 総合戦略に位置付けられた事業に対する国からの財政又は税制支援。
- 支援を受けるためには、事業ごとに国から認定を受ける必要がある。
- 事業ごとにKPIを設定し、毎年度、効果検証を行うことが必要。

1 地方創生関係交付金について

- ・ 地方創生推進交付金と地方創生拠点整備交付金の2つがある。

地方創生推進交付金：ソフト事業が対象
地方創生拠点整備交付金：ハード事業（施設整備）が対象
- ・ 補助率は1/2。

2 企業版ふるさと納税について

- ・ 正式名称は地方創生応援税制。
- ・ 地方公共団体が行う地方創生関係事業に対し企業が寄附を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられる。
 - ※ただし、本社が所在する地方公共団体以外への寄附に限られる。
- ・ 税の軽減効果は通常の寄附の2倍となる。

